

津市監査委員告示第4号

令和3年3月30日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和3年5月11日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和3年5月13日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	西	山	み	え

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和3年3月31日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の概要

本件監査請求書、令和3年4月16日付けで提出された事実を証する書面及び追加監査請求書並びに同日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨（「請求書」ほぼ原文のまま記載）

津市は、平成31年度（令和元年度）において、一般社団法人津市観光協会に業務委託した3件の業務委託（以下「本件業務委託」と言う。）と、1件の津市補助金の交付及び1件の負担金について、双方の違法及び不法な行為により、津市に損害を与えた。

ア 対象となる業務委託等

- (ア) 津駅前観光案内所運營業務委託（以下「案内所業務委託」と言う。）
- (イ) 観光誘客PRキャンペーン業務委託（以下「PR業務委託」と言う。）
- (ウ) 新聞雑誌広告等情報発信業務委託（以下「情報発信業務委託」と言う。）
- (エ) 観光誘客・情報発信事業補助金
- (オ) 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金

イ 津市が受けた損害

(ア) 本件業務委託関係

- a 協会の物品販売により受けた損害額 752万8,400円
案内所業務委託の委託金 1,026万7,400円の3割
PR業務委託の委託金 813万6,700円の4割
情報発信業務委託 596万7,500円の2割
- b 協会が物品販売で得た諸収入
- c 協会に納付させる損害金（契約保証金額） 243万7,160円
総契約金額2,437万1,600円の1割

- (イ) 情報発信業務委託と観光誘客・情報発信事業補助金の２重取り関係

補助事業の「観光情報発信事業 781 万円」のうち「事務費 57 万 6,960 円」は、委託業務で実施しているので全額の 57 万 6,960 円を津市に返還させよ。

ウ 要旨に追加する事項

- (ア) 平成 27 年度から令和 2 年度までの間に、津市観光協会に交付した観光誘客・情報発信事業補助金について

概算払をしていると思われるが、精算が会計規則の規定に基づき精算されているか確認し、精算がされていない場合は、補助金の全額の返還を命じることを求める。

- (イ) 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金について

a 平成 27 年度から令和 2 年度までの間に、津市観光協会に交付した観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金が、協定書の規定に従い前金払で支出されているか確認し、協定に基づかない支出であれば、支出の全額を津市に賠償させよ。

b 負担金の支出の決裁は適正であったか確認し、不適切なものであれば、支出の全額を津市に賠償させよ。

c 負担金の概算払は、会計規則の規定に基づき適切に精算されているかを確認し、精算されていなければ、負担金の全額を津市に賠償させよ。

- (2) 主張の理由（「請求書」ほぼ原文のまま記載）

ア 本件業務委託の見積書の徴取は、津市契約規則（以下「規則」と言う。）第 10 条第 2 項の規定に違反しています。

- (ア) 協会は、津市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」と言う。）に登載されていません。

- (イ) 津市物品購入等競争入札に係る参加資格者名簿に関する要綱（以下「要綱」と言う。）第 5 条（入札参加資格の特例）の規定に違反しています。

イ 本件業務委託の各契約書及び仕様書の規定及び規則に違反しています。

- (ア) 協会は、本件業務委託の各仕様書に記載されていない物品販売を、委託業務の中で行っていた。

- (イ) 協会は、委託業務のための経費を使って物品販売を行っていた。
- (ウ) 協会が、自身の事業である物品販売を実施する経費（人件費、会場費、光熱水費、旅費、宿泊費、事務費及びその他の経費）として、津市が各契約書の前金払の規定に基づき前払いした津市の公金を充当した。

協会の「2019年度収支予算書」の本年度予算額の欄の「(1)経常収益の事業収益」の本年度予算額の欄には、「受託事業収入として2,463万5,000円が計上され、摘要欄には、受託事業」と、「諸収入として162万2,000円が計上され、摘要欄には、物品販売等」と記載されています。

協会の「2019年度収支予算総括表」の「収益事業等」の欄には、前述した「受託事業収入として2,463万5,000円」と、「諸収入として162万2,000円」が計上されています。

「(2)経常費用、事業費、事業費計は、2,380万円」が計上され、支出の全額が受託事業収入で充当されています。

受託事業収入の費用で「収益事業等」の項目の経費が賄われています。

つまり、津市の委託事業のため前金払として前払いされた公金が物品販売の経費として使われ、収入として「諸収入」に計上され、協会の自主財源とされているのです。

これらの内容は、令和元年の6月10日に開催された社員総会に提出された議案を見れば分かるうえ、社員総会以前に開催されている理事会の予算議案を見れば分かることである。

なお、商工観光部長は、協会の理事です。

津市は、協会の物品販売が本件業務委託の契約書及び仕様書の契約事項の規定（契約書第20条第1項第1号、第3号及び第4号）に違反していること、また、津市契約規則第46条第1項第2号及び第5号に該当していることから、契約を解除すること等、必要な損害金等の請求を怠った。

- ウ 観光誘客・情報発信事業補助金の観光情報発信事業は、本件業務委託の情報発信業務委託と事業内容が重複していることと、津市補助金の使途が不明である。

- (ア) 観光誘客・情報発信事業補助金事業成果及び収支決算書中の事業

成果の「２観光情報提供事業、観光情報発信提供事業、津市の観光情報を担うＨＰの維持管理を行った。」と記載し、協会の「事業報告」の２には、同様の記載があります。

観光誘客・情報発信事業の事業費一覧では、補助金事業総額７８１万円の内訳は、「事務用ノートパソコンリース料、ホームページの改修費及び維持管理費」が２０３万３，０４０円で、「事務費」が５７７万６，９６０円です。

事務費は「何の金か、また業務量は」と現在の裁判の中で尋ねたら、「人件費などです」との回答で、業務量については、触れることなく資料の提出もありません。

今回の事務費は、観光誘客・情報発信事業のいかなる事務費に使い、その業務量はどれほどあるのか、資料を交え説明してください。

なお、平成２９年度分の裁判では、原告は、ＨＰの維持管理と改修に関する業務内容は、情報発信業務委託の委託業務の中に含まれていると主張しています。

協会は、補助金と委託料の２重取りと思っています。

- (イ) 補助金の概算払ですが津市補助金１，４６９万９，０００円の全額を令和元年１２月３日付けで協会に交付した。

精算票には、決裁日が令和２年５月１５日の日で、添付書類には、津市が協会に交付した補助金交付確定通知書（令和２年３月３１日付け）が添付されているだけです。

概算払の精算は、津市会計規則第３７条（概算払）第２項の規定に基づき、精算については第３６条の規定を準用することから、第３６条第１項第２号の規定に従えば支払完了後７日が精算の期限です。

未だに、当該補助金の概算払の精算は、行われていないのです。

- エ 観光パンフレット・ポスター等作成事業は、平成２７年度に締結した協定書が、現在も自動的に延長されています。

- (ア) 協定書第４条（前金払）は、前金払できる規定ですが、概算払については、協定書には何も規定されていません。

- (イ) 平成２７年４月１日付けの前金払を規定した協定書は、商工観光部長が決裁をしています。

決裁日が令和元年１２月２３日の概算払の決定は、商工観光部の

部次長が決定しています。

部長が前金払の協定書を決めたのに、下級職員の部次長が協定書の規定を遵守しないで、協定書に規定されていない概算払いを決定している。

- (ウ) 「協定書の規定を遵守しない幹部職員」、「部長の支持に従わないで、勝手なことをする部次長」、このような津市の「組織及び人」は全国の恥です。

津市の信頼を著しく損なった行為は、津市に賠償金を払うべきである。

- (エ) 令和2年1月21日に協会に支出した概算払の精算が令和2年5月15日であり、「ウ、(イ)」で述べたように、精算の期日を過ぎています。

津市会計規則の規定に違反しています。

オ 追加分

- (ア) 本件業務委託は、津市契約規則に違反している。同規則第50条（委任）では、「この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、市長が別に定める」と規定している。「津市物品購入等競争入札に係る参加資格者名簿に関する要綱」は、前述の規則第50条の規定に基づく要綱であり、遵守しなければならない。

- (イ) 本件業務委託の物品販売について

- a 津駅前観光案内所は、当該施設の管理運営に係る経費を津市が委託料で支出しているにもかかわらず、津市観光協会は、物品販売を行っている。

- b P R キャンペーン業務は、観光案内所の出張版である。

- c 情報発信業務は、前述した物品販売のためのP Rである。

- d 被告（津市）は、協会の物品販売を知っていて黙認していたこと。被告（津市）は、協会の2019年度の収支予算書と収支予算総括表を見れば、本件業務委託の委託料が協会の自主事業である物品販売に使われていることはわかるはずである。

また、協会が物品販売に使った金は、委託料の前金払により協会に支払われた前払金であることもわかるはずである。

被告（津市）は、遅くとも令和元年6月10日の協会の社員総会において、私が指摘したことを知り得た。

被告（津市）は、本件業務委託の契約を解除し、必要な損害金等を請求することを怠った。

(ウ) 平成31年度観光誘客・情報発信事業補助金の実績報告書について

a 補助事業費1,837万4,000円の内訳は、事業費一覧に記載されている事務費1,253万2,390円（326万2,728円+577万6,960円+230万4,542円+118万8,160円）、事業費584万1,610円で、事業費については銀行振り込み用紙が添付されているが、事業費の2.15倍もある事務費の使途は不明である。

観光情報発信事業では、事業費203万3,040円、事務費577万6,960円で、事務費は事業費の2.84倍である。

観光看板等管理事業では、事業費84万5,485円のうち、事業費と言えるのかわかりませんが、電気代33万1,258円、看板改修及び作成は3件で51万4,200円、事務費230万4,542円で事業費の2.73倍です。

事業費の2.15倍もの事務費の業務量の明示と事務費の使途を示せ。

b 前述した補助金は、概算払で全額協会に支出されているが、概算払は、支払先は決まっているが、支払額が不明であることから、一時的に支出し支払う方法で、そのため、会計規則第36条の規定が適用され精算を行うこととされている。

また、精算に当たっても証拠書類の添付もなく会計規則に違反している。

当補助金は、aで述べたように、事業費の2.15倍もの事務費の使途が明らかになっていないことから、調査し、補助金の全額の返還を命じることを求める。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、と

した。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局の商工観光部観光振興課が提出した関係書類、令和3年4月16日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

(1) 案内所業務委託について

ア 契約について

商工観光部観光振興課は、平成31年4月1日付けで、「平成31年度津駅前観光案内所運営業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を、副市長を決裁権者として決裁し、一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、次のとおり契約を締結している。

(ア) 履行期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(イ) 当初契約金額

1,008万720円

(ロ) 変更契約金額

1,026万7,400円（18万6,680円の増額）

イ 前金払について

商工観光部観光振興課は、平成31年4月16日付けで、「平成3年度津駅前観光案内所運営業務委託料の前金払について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、委託契約書第17条の規定に基づき、同日付けの支出命令により、前金として900万円を支出した。

ウ 実績確認及び精算払について

(ア) 実績確認

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けで、「平成3

1 年度津駅前観光案内所運營業務委託に係る検査合格通知について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、協会から出された委託業務実績報告書の内容について、検査したところ適合すると認め、検査合格を通知している。

(イ) 精算払

観光振興課長は、令和 2 年 3 月 31 日に委託業務完了確認を行った上で、同年 4 月 13 日付けの支出命令により、残額の 126 万 7,400 円を精算払している。

(2) P R 業務委託について

ア 契約について

商工観光部観光振興課は、平成 31 年 4 月 9 日付けで、「平成 31 年度観光誘客 P R キャンペーン業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、協会と令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約により、次のとおり契約を締結している。

(ア) 履行期間

2019 年 4 月 9 日から 2020 年 3 月 31 日まで

(イ) 当初契約金額

798 万 8,760 円

(ロ) 変更契約金額

813 万 6,700 円（14 万 7,940 円の増額）

イ 前金払について

商工観光部観光振興課は、令和元年 6 月 21 日付けで、「平成 31 年度観光誘客 P R キャンペーン業務委託料の前金払について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、委託契約書第 17 条の規定に基づき、同日付けの支出命令により、前金として 700 万円を支出した。

ウ 実績確認及び精算払について

(ア) 実績確認

商工観光部観光振興課は、令和 2 年 3 月 31 日付けで、「平成 31 年度観光誘客 P R キャンペーン業務委託に係る検査合格通知について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、協会から出された委託業務実績報告書の内容について、検査したところ適

合すると認め、検査合格を通知している。

(4) 精算払

観光振興課長は、令和2年3月31日に委託業務完了確認を行った上で、同年4月13日付けの支出命令により、残額の113万6,700円を精算払いしている。

(3) 情報発信業務委託について

ア 契約について

商工観光部観光振興課は、平成31年4月9日付けで、「平成31年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、協会と令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、次のとおり契約を締結している。

(7) 履行期間

2019年4月9日から2020年3月31日まで

(4) 当初契約金額

585万9,000円

(7) 変更契約金額

596万7,500円（10万8,500円の増額）

イ 前金払について

商工観光部観光振興課は、令和元年6月21日付けで、「平成31年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託料の前金払について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、委託契約書第17条の規定に基づき、同日付けの支出命令により、前金として500万円を支出した。

ウ 実績確認及び精算払について

(7) 実績確認

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けで、「平成31年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る検査合格通知について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、協会から出された委託業務実績報告書の内容について、検査したところ適合すると認め、検査合格を通知している。

(4) 精算払

観光振興課長は、令和2年3月31日に委託業務完了確認を行っ

た上で、同年４月１３日付けの支出命令により、残額の９６万７，５００円を精算払いしている。

(4) 観光誘客・情報発信事業補助金について

ア 補助金交付事務について

(7) 交付決定

商工観光部観光振興課は、平成３１年４月１日付けで、「平成３１年度津市商工業振興等関係（観光誘客・情報発信事業）補助金の交付決定について（伺い）」を、副市長を決裁権者として決裁し、同日付けで、協会に対し、１，４６９万９，０００円の補助金等交付決定通知書を送付している。

(4) 交付確定

商工観光部観光振興課は、令和２年３月３１日付けで、「平成３１年度津市商工業振興等関係（観光誘客・情報発信事業）補助金の交付確定について（伺い）」を、副市長を決裁権者として決裁し、同日付けで、協会に対し、１，４６９万９，０００円の補助金等交付確定通知書を送付している。

イ 支払について

(7) 概算払

商工観光部観光振興課は、令和元年１１月２０日付けで、「平成３１年度津市商工業振興等関係（観光誘客・情報発信事業）補助金の概算払いについて（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、同日付けの支出命令により、協会に対し、１，４６９万９，０００円を概算払している。

(4) 精算

商工観光部観光振興課は、令和２年３月３１日付けの補助金等交付確定書を証拠書類として、精算票を会計管理者に送付し、同年５月１５日付けで同額精算している。

(5) 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金について

ア 協定書について

津市長前葉泰幸（甲）と協会（乙）は、平成２７年４月１日付けで、観光パンフレット、観光ポスター等作成事業に係る協定書を次のとおり締結している。

(7) 目的（第１条）

甲は、観光パンフレット、観光ポスターの作成及び活用等について、乙と協力・連携を図ることにより、津市の観光の振興と発展に資することを目的とする。

(イ) 費用負担（第２条）

観光パンフレット、観光ポスター等作成事業に係る費用の負担については、甲が当該費用の９割を、乙が当該費用の１割を負担するものとする。

(ロ) 協定期間（第３条）

この協定の期間は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日とする。ただし、期間の満了する１箇月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(ハ) 前金払（第４条）

甲は、乙から負担金について前金払の請求があった場合、当該負担金の全額を前金払するものとする。

(ニ) 疑義等の決定（第５条）

この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

イ 支払について

(ア) 概算払

商工観光部観光振興課は、令和元年１２月２３日付けで、「観光パンフレット、観光ポスター等作成事業負担金に係る概算払いについて（伺い）」を、商工観光部次長を決裁権者として決裁し、同年１２月２６日付けの支出命令により、協会に対し、２２５万円を概算払している。

(イ) 精算

商工観光部観光振興課は、令和２年３月３１日付けで、「平成３１年度観光パンフレット、観光ポスター等作成事業実績報告書の提出について（報告）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、作成実績を確認している。当該実績確認により、同年５月１５日付けで同額精算している。

(6) 協会の令和元年度予算・決算について

ア 収支予算書

参考１のとおり

イ 収支予算書総括表

参考２のとおり

ウ 正味財産増減計算書

参考３のとおり

エ 正味財産増減計算書内訳表

参考４のとおり

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

平成３１年度（令和元年度）における委託料、補助金及び負担金に係る支出を対象とした請求については、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係るものであることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

平成２７年度から平成３０年度までの補助金及び負担金に係る支出を対象とした請求については、法第２４２条第２項に定める期間を徒過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

また、資格者名簿未登載である協会との業務委託契約の違法性に関する主張についても、請求人が原告として請求した平成２９年（行ウ）第１３号損害賠償命令請求住民訴訟事件（平成３０年１２月１３日津地方裁判所判決）における争点の一つと同一の主張であり、「資格者名簿に登載された者から見積書の徴取をおこなわなかったことについては、裁量権の逸脱、濫用があったとまではいえず、違法であるとまではいえない。」との司法判断が下されており、一事不再理の原則により、監査の対象外とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 物品販売の違法性について

請求人は、各業務委託の契約書及び仕様書に定めのない、協会の自主事業である物品販売を、各委託料の経費を使って行っていたことは、契約違反であるから、違約金として各業務委託の契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、協会に請求せよと主張する。

物品販売については、津市の観光宣伝の拡大につながる協会の自主事業であり、委託業務とは一体不可分の関係にある。業務委託仕様書には、津駅前観光案内所を活用した企画実施業務として「本市の季節ごとの観光情報や行事、特産品、食などの観光資源をより重点的に紹介する催しを企画し、当該観光案内所内において一定期間実施すること。」と明記されている。

また、PR業務委託の仕様書においても、業務内容の一つとして「津市の特産品や津市PRキャラクター等を活用し、来場者に訴求力のある魅力的な観光PRをすること。」「ブース出展などで経費負担が発生する場合は、受注者において支払うこととし、その経費については当該委託業務の委託料に含まれるものとする。」と明記されている。

物品販売は、協会の自主事業であるから市の業務委託仕様書の中に具体的に明記されていないだけであって、協会が、前金を受けて仕様書に定められた業務を履行した上で、業務に関連した自主事業としての物品販売を行うことに、何ら違法性は認められない。

よって、物品販売について、契約書及び仕様書に記載がないことをもって契約違反であるとの主張、委託業務のための経費を使って物品販売を行っていたとの主張には理由がない。

また、契約書に定める発注者からの解除権の行使を怠っているとの主張にも当然に理由がない。

(2) 補助金と委託料の充当経費について

請求人は、協会の平成31年度予算議案及び観光誘客・情報発信事業補助金への充当金額を基に本件請求をしているが、公金の使途については、決算額にて確認すべきであることから、協会の令和元年度決算額を基に監査を行った。

表1は、協会の令和元年度決算のうち、市からの補助金収入が計上される公益目的事業会計及び委託料収入が計上される収益事業等会計の収支を示したものである。表2は公益目的事業における受取補助金等の内

訳を、表 3 は、収益事業等会計における受託事業収入の内数としての市からの委託料収入を示したものである。

表 1 協会の令和元年度決算（会計別）単位：円

項目		公益目的事業会計	収益事業等会計
経常収益	正会員受取会費	2,267,000	
	受託事業収入		25,221,570
	諸収入		2,243,499
	協賛金収入	65,000	115,500
	受取補助金等	16,949,000	
経常収益計		19,281,000	27,580,569
経常費用 (注)	観光振興事業費	3,200,601	3,769,077
	観光宣伝事業費	5,157,614	3,962,207
	人件費	7,307,481	11,076,057
	光熱水費等	2,149,011	1,220,785
	賃借料	3,101,987	2,738,872
	租税公課	4,005	1,066,730
経常費用計		20,920,699	23,833,728
収支差引		△1,639,699	3,746,841

(注) 現金支出を伴わない減価償却費、たな卸高に係る費用は除いている。

表 2 公益目的事業における受取補助金等の内訳

内訳	金額（単位：円）
観光誘客・情報発信事業補助金	14,699,000
観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金	2,250,000
合 計	16,949,000

表 3 収益事業等会計における受託事業収入のうち市委託料の内訳

内訳	税込金額（単位：円）
案内所業務委託	10,267,400
P R 業務委託	8,136,700
情報発信業務委託	5,967,500

合 計	24, 371, 600
-----	--------------

ア 物品販売について

請求人は、委託業務のための経費を使って物品販売を行っているのは契約違反と主張するが、協会は、収益事業等会計において、委託事業を行う傍らで物品販売も行い、PR事業の幅を広げ、結果として利益を出しているのであるから、むしろ委託料は有効に使われたと評価するのが妥当である。

イ 情報発信事業について

請求人は、情報発信業務委託料の一部と観光誘客・情報発信事業補助金の一部の経費 5 7 7 万 6 , 9 6 0 円が二重に充当されていると主張するが、表 1 から表 3 で示したとおり、二重に充当されていないことは一目瞭然である。

情報発信業務委託料は収益事業等会計において、観光誘客・情報発信事業補助金は公益目的事業会計において収益計上されており、請求人が主張する補助事業の観光情報発信事業 7 8 1 万円のうち、事務費 5 7 7 万 6 , 9 6 0 円が情報発信業務委託料で賄われているとすれば、公益目的事業会計の収支が赤字となるはずがなく、二重充当された金額以上の余剰が出るはずだからである。

事務費 5 7 7 万 6 , 9 6 0 円の内訳については、人件費や通信運搬費であり、割り切れない経費が当然存在する中で、各事業に応じて案分し、事務費で計上しているものであり、補助金と委託料が二重に充当されている事実は認められないことから、請求人の主張には理由がない。

(3) 観光誘客・情報発信事業補助金の事務費について

請求人は、当該補助金の実績報告書に添付されている事業費一覧表における事務費 1 , 2 5 3 万 2 , 3 9 0 円の使途と業務量が不明であるから、協会に対し、補助金全額の返還請求を行う必要があると主張する。

確かに、事業費一覧表において、事務費の使途は明記されていないものの、商工観光部観光振興課は、協会の決算書類から、公益目的事業会計の事業費に計上された金額の中から、人件費ではない観光振興事業費、観光宣伝事業費、減価償却費、租税公課を除いた金額の範囲

内であることにより、補助対象事業において事務費に相当する金額の支出を確認しており、補助金の他の用途への使用は認められず、津市補助金等交付規則に定める補助金交付決定の取消し、補助金の返還請求の必要があるとまでは言えない。

(4) 概算払について

ア 観光誘客・情報発信事業補助金

請求人は、平成31年度観光誘客・情報発信事業補助金の精算について、令和2年3月31日付けの補助金交付確定通知書を証拠書類として、精算票を会計管理者に送付し、同年5月15日に精算していることは、津市会計規則第37条第2項において準用する同規則第36条第1項第2号に規定される支払完了後7日までに行われていないこと、領収書が添付されていないことを理由に、当該補助金の概算払の精算はいまだに完了していないと主張する。

また、精算が完了していないことを理由に、協会に対し、補助金全額の返還請求を行う必要があると主張する。

準用規定はあるものの、同規則第36条に規定する前渡資金の精算と補助金の精算を同一視して事務処理することは、実務上の困難と混乱をもたらしかねない。なぜなら、資金前渡される経費は、令第161条及び津市会計規則第32条において列举されているとおり、職員が資金の前渡しを受けて第三者に支払う性質の資金である。一方、補助金は、補助事業者が交付を受けて、補助事業に必要な経費に使われるものであるから、使途の性質が大きく異なり、精算が可能となる時期についても違いが生じるのは、やむを得ないためである。

概算払の中でも、補助金の精算の時期については、実務に見合った法令解釈の余地があると考えられるものであり、補助事業の完了後、当該年度の出納整理期間中に精算が完了していれば、決算手続上、何ら違法性は認められないものである。

加えて、補助金の精算の時期に不備があったとしても、それは市内部の会計事務処理上の問題にすぎず、協会の補助金不当利得に結びつくはずもなく、請求人の主張には、いずれも理由はない。

イ 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金

請求人が主張するとおり、協定書第4条に前金払について規定されているが、負担金の支出については、令第162条第3号の規定によ

り概算払ができること、パンフレット・ポスター等の作成内容によって負担金額に変更が生じる可能性があることを考慮すれば、公金の支出方法として、精算を必要とする概算払を行ったことは、より適正な支払事務であったと認められる。

当該負担金の精算期日についても、同規則に反するという主張は、上記アと同様、主張に理由はない。

なお、当該負担金の概算払の決裁区分については、津市事務専決規程別表第1（第5条関係）において、100万円以上300万円未満の負担金に係る支出負担行為及び執行に関することに該当し、次長専決となることを付言しておく。

(5) 市が受けた損害について

請求人は、3件の委託料の一定割合について、市に損害が生じていると主張するが、これは、請求人の主観によるものであり、職員等による違法・不当性の客観的な理由が示されなかった。

よって、これ以上の監査は困難であり、監査した限りにおいては、市に損害が発生している事実は認められない。

(6) 結論

以上のことから、平成31年度（令和元年度）における協会との契約及び協会に対する公金の支出に、違法・不当な行為は見当らず、本件請求には理由がないものと判断する。

第4 意見

資格者名簿未登載である協会との業務委託契約の違法性に関する主張については、違法とはいえないとの司法判断が下されたことから、監査の対象外としたが、判決の中で、「（契約）規則10条1項ただし書は、1人から見積書の徴取で足りる旨を規定するものであるが、同ただし書の文言によれば、これは同項本文にて徴取を要求する数を1人に緩和すると解するのが合理的であって、同項本文に定めるとおり、見積書の徴取は本件資格者名簿に登載された者の中から行うべきと解するのが相当である。したがって、被告（津市長）の上記主張は採用することができない。」とされている。

監査委員としても、妥当な判断であると考えるものであり、双方が、司法判断を十分に認識されたい。

また、観光誘客・情報発信事業補助金交付事務について、適正さを欠く部分も認められることから、本件監査請求を機に、協会との委託契約の在り方を見直すとともに、補助金及び負担金の対象事業、資金使途の確認方法等についても整理し、事務の改善に努められたい。

以上

2019年度 収 支 予 算 書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

単位：千円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				
正会員受取会費	4,029	3,864	165	6,000円×113名、12,000円×235名ほか
事業収益				
受託事業収入	24,635	23,522	1,113	受託事業
諸収入	1,622	2,971	△ 1,349	物品販売等
協賛金収入	518	1,318	△ 800	広告等協賛
事業収益計	26,775	27,811	△ 1,036	
受取補助金等				
受取地方公共団体補助・負担金	16,949	16,949	0	津市
雑収益				
受取利息等	90	90	0	預金利息等
経常収益計	47,843	48,714	△ 871	
(2) 経常費用				
事業費				
観光振興事業費	7,522	7,283	239	春まつり事業、観光案内所運営事業、団体活動助成事業等
観光宣伝事業費	8,452	8,583	△ 131	各種パンフレット・ポスター製作、観光キャンペーン事業、新聞雑誌等宣伝事業、観光情報提供事業等
給料手当	14,788	14,616	172	職員給与
臨時雇賃金	223	350	△ 127	臨時職員
福利厚生費	3,232	3,367	△ 135	社会保険・労働保険等
旅費交通費	312	413	△ 101	通勤費
通信運搬費	982	888	94	電話・郵便料金等
減価償却費	417	448	△ 31	構築物等
消耗什器備品費	80	80	0	事業用備品費
消耗品費	450	685	△ 235	消耗品費
修繕費	85	100	△ 15	修繕費
印刷製本費	137	210	△ 73	業務用印刷等
燃料費	177	300	△ 123	燃料費
光熱水料費	413	456	△ 43	電気料金、水道料金
賃借料	5,897	5,810	87	施設借上料・事務機器借上料・車両借上料等
租税公課	1,070	1,160	△ 90	消費税等
委託費	811	983	△ 172	会計処理業務等
支払手数料	258	302	△ 44	振込手数料等
雑費	45	35	10	清掃費等
事業費計	45,351	46,069	△ 718	
管理費				
給料手当	509	464	45	職員給与
臨時雇賃金	17	28	△ 11	臨時職員
福利厚生費	118	328	△ 210	社会保険・労働保険等
会議費	300	300	0	総会・理事会等
交際費	100	100	0	慶弔費・会費等
旅費交通費	24	34	△ 10	通勤費
通信運搬費	33	31	2	電話・郵便料金等
減価償却費	162	151	11	構築物等
消耗什器備品費	20	20	0	事務用備品費
消耗品費	10	15	△ 5	消耗品費
修繕費	15	50	△ 35	修繕費
印刷製本費	21	10	11	総会・理事会等
燃料費	12	14	△ 2	燃料費
光熱水料費	21	14	7	電気料金
賃借料	39	97	△ 58	施設借上料・事務機器借上料・車両借上料等
租税公課	50	50	0	償却資産税等
支払負担金	51	51	0	各種団体会費
委託費	319	56	263	会計処理業務等
支払手数料	29	17	12	振込手数料等
雑費	10	20	△ 10	清掃費等
管理費計	1,850	1,850	0	
経常費用計	47,201	47,919	△ 718	
当期経常増減額	642	795	△ 153	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
その他経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額				
税引前当期一般正味財産増減額	642	795	△ 153	
法人税、住民税及び事業税	642	795	△ 153	法人税等
当期一般正味財産増減額	0	0	0	

※ 各項目内及び項目間の予算の流用については、会長により行えるものとする。

2019年度 収支予算書総括表

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

単位：千円

項 目	本年度予算額	公益目的事業	収益事業等	法 人
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費				
正会員受取会費	4,029	2,589	0	1,440
事業収益				
受託事業収入	24,635	0	24,635	0
諸収入	1,622	0	1,622	0
協賛金収入	518	85	113	320
事業収益計	26,775	85	26,370	320
受取補助金等				
受取地方公共団体補助・負担金	16,949	16,949	0	0
雑収益				
受取利息等	90	0	0	90
経常収益計	47,843	19,623	26,370	1,850
(2) 経常費用				
事業費				
観光振興事業費	7,522	3,333	4,189	
観光宣伝事業費	8,452	5,200	3,252	
給料手当	14,788	4,671	10,117	
臨時雇賃金	223	120	103	
福利厚生費	3,232	2,245	987	
旅費交通費	312	168	144	
通信運搬費	982	663	319	
減価償却費	417	309	108	
消耗什器備品費	80	50	30	
消耗品費	450	154	296	
修繕費	85	20	65	
印刷製本費	137	63	74	
燃料費	177	143	34	
光熱水料費	413	256	157	
賃借料	5,897	3,569	2,328	
租税公課	1,070	35	1,035	
委託費	811	397	414	
支払手数料	258	126	132	
雑費	45	29	16	
事業費計	45,351	21,551	23,800	0
管理費				
給料手当	509			509
臨時雇賃金	17			17
福利厚生費	118			118
会議費	300			300
交際費	100			100
旅費交通費	24			24
通信運搬費	33			33
減価償却費	152			152
消耗什器備品費	20			20
消耗品費	10			10
修繕費	15			15
印刷製本費	21			21
燃料費	12			12
光熱水料費	21			21
賃借料	39			39
租税公課	50			50
支払負担金	51			51
委託費	319			319
支払手数料	29			29
雑費	10			10
管理費計	1,850	0	0	1,850
経常費用計	47,201	21,551	23,800	1,850
当期経常増減額	642	△ 1,928	2,570	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
その他経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	1,928	△ 1,928	0
税引前当期一般正味財産増減額	642	0	642	0
法人税、住民税及び事業税	642	0	642	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0

※ 各項目内及び項目間の予算の流用については、会長により行えるものとする。

正味財産増減計算書

平成 31年 4月 1日 から令和 2年 3月 31日 まで

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
正会員受取会費	3,902,000	3,675,000	227,000
事業収益			
受託事業収入	25,221,570	24,362,640	858,930
諸収入	2,243,499	1,513,877	729,622
協賛金収入	500,500	539,500	△39,000
事業収益計	27,965,569	26,416,017	1,549,552
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	14,699,000	14,699,000	0
受取負担金			
受取負担金	2,250,000	2,130,456	119,544
雑収益			
受取利息	69	73	△4
雑収益	120,000	0	120,000
雑収益計	120,069	73	119,996
経常収益計	48,936,638	46,920,546	2,016,092
(2) 経常費用			
事業費			
期首たな卸高	876,024	872,368	3,656
観光振興事業費	6,969,678	7,078,485	△108,807
観光宣伝事業費	9,119,821	8,535,222	584,599
期末たな卸高	△ 969,522	△ 876,024	△93,498
給料手当	15,203,843	14,427,221	776,622
臨時雇賃金	0	88,997	△88,997
福利厚生費	3,179,695	2,805,556	374,139
旅費交通費	330,023	315,314	14,709
通信運搬費	832,531	896,087	△63,556
減価償却費	426,992	417,174	9,818
消耗什器備品費	56,335	77,760	△21,425
消耗品費	446,394	316,850	129,544
修繕費	0	198,665	△198,665
印刷製本費	43,100	45,280	△2,180
燃料費	143,949	183,070	△39,121
光熱水料費	318,868	332,569	△13,701
賃借料	5,840,859	5,729,911	110,948
租税公課	1,070,735	986,800	83,935
委託費	881,519	909,310	△27,791
支払手数料	259,994	193,748	66,246
雑費	57,083	30,498	26,585
事業費計	45,087,921	43,564,861	1,523,060
管理費			
給料手当	477,008	522,712	△45,704
臨時雇賃金	0	4,683	△4,683
福利厚生費	83,606	205,383	△121,777
会議費	181,016	149,962	31,054
交際費	116,909	58,052	58,857
旅費交通費	25,877	42,996	△17,119
通信運搬費	80,223	42,880	37,343
減価償却費	151,518	151,518	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
消耗什器備品費	5,313	10,800	△5,487
消耗品費	8,774	49,040	△40,266
修繕費	0	31,975	△31,975
印刷製本費	63,906	30,806	33,100
燃料費	23,550	34,424	△10,874
光熱水料費	15,222	19,147	△3,925
賃借料	61,986	159,239	△97,253
租税公課	83,915	70,500	13,415
支払負担金	51,000	51,000	0
委託費	299,568	167,144	132,424
支払手数料	40,175	66,424	△26,249
雑費	305,503	13,894	291,609
管理費計	2,075,069	1,882,579	192,490
経常費用計	47,162,990	45,447,440	1,715,550
評価損益等調整前当期経常増減額	1,773,648	1,473,106	300,542
当期経常増減額	1,773,648	1,473,106	300,542
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他の経常外収益			
雑収益	570,000	0	570,000
経常外収益計	570,000	0	570,000
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	570,000	0	570,000
税引前当期一般正味財産増減額	2,343,648	1,473,106	870,542
法人税、住民税及び事業税	869,600	903,000	△33,400
当期一般正味財産増減額	1,474,048	570,106	903,942
一般正味財産期首残高	9,303,603	8,733,497	570,106
一般正味財産期末残高	10,777,651	9,303,603	1,474,048
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	10,777,651	9,303,603	1,474,048

参考 4

2019年度 正味財産増減計算書内訳表
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

単位:円

項 目	本年度:決算額	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	摘 要
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費					
正会員受取会費	3,902,000	2,267,000		1,635,000	正会員会費、会員交流会会費
事業収益					
受託事業収入	25,221,570		25,221,570		津市ほか
諸収入	2,243,499		2,243,499		物品販売収入等
協賛金収入	500,500	65,000	115,500	320,000	広告等協賛
事業収益計	27,965,569	65,000	27,580,569	320,000	
受取補助金等					
受取地方公共団体補助・負担金	16,949,000	16,949,000			津市
雑収益					
受取利息等	69			69	預金利息
雑収益計	120,000			120,000	会員親睦ゴルフ大会参加費
経常収益計	48,936,638	19,281,000	27,580,569	2,075,069	
(2) 経常費用					
事業費					
期首たな卸高	876,024		876,024		
観光振興事業費	6,969,678	3,200,601	3,769,077		春まつり事業、観光案内所運営事業 他
観光宣伝事業費	9,119,821	5,157,614	3,962,207		各種パンフレット等製作、観光キャンペーン事業、観光情報・観光宣伝事業 他
期末たな卸高 (△)	△ 969,522		△ 969,522		
給料手当	15,203,843	5,090,460	10,113,383		職員給与
福利厚生費	3,179,695	2,217,021	962,674		社会保険・労働保険等
旅費交通費	330,023	165,763	164,260		通勤費
通信運搬費	832,531	544,375	288,156		電話・郵便料金等
減価償却費	426,992	318,992	108,000		構築物等
消耗什器備品費	56,335	21,829	34,506		事務用備品
消耗品費	446,394	230,852	215,542		消耗品費
印刷製本費	43,100	41,563	1,537		業務用印刷等
燃料費	143,949	120,299	23,650		燃料費
光熱水料費	318,868	174,845	144,023		電気料金、水道料金
賃借料	5,840,859	3,101,987	2,738,872		施設・事務機器・車両借上料等
租税公課	1,070,735	4,005	1,066,730		消費税、収入印紙
委託費	881,519	695,535	185,984		会計処理業務等
支払手数料	259,994	133,923	126,071		振込手数料
雑費	57,083	20,027	37,056		清掃費等
事業費計	45,087,921	21,239,691	23,848,230	0	
管理費					
給料手当	477,008			477,008	職員給与
福利厚生費	83,606			83,606	社会保険・労働保険等
会議費	181,016			181,016	総会・理事会等
交際費	116,909			116,909	慶弔費等
旅費交通費	25,877			25,877	通勤費
通信運搬費	80,223			80,223	電話・郵便料金等
減価償却費	151,518			151,518	構築物等
消耗什器備品費	5,313			5,313	事務用備品
消耗品費	8,774			8,774	消耗品費
印刷製本費	63,906			63,906	総会・理事会等
燃料費	23,550			23,550	燃料費
光熱水料費	15,222			15,222	電気料金
賃借料	61,986			61,986	施設・事務機器・車両借上料等
租税公課	83,915			83,915	償却資産税等
支払負担金	51,000			51,000	各種団体会費
委託費	299,568			299,568	会計処理業務等
支払手数料	40,175			40,175	振込手数料
雑費	305,503			305,503	会員親睦ゴルフ大会経費、清掃費等
管理費計	2,075,069	0	0	2,075,069	
経常費用計	47,162,990	21,239,691	23,848,230	2,075,069	
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
雑収益	570,000			570,000	両立支援等助成金
経常外収益計	570,000	0	0	570,000	
(2) 経常外費用					
その他経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税	869,600	0	869,600	0	法人税等
当期一般正味財産増減額	1,474,048	△ 1,958,691	2,862,739	570,000	